

§ 1. 概 要

1 本報告書の作成について

- (1) この報告書は、都市計画に関する種々の現況を把握するとともに広範な利用に供することができるよう「都市計画現況調査報告書」としてとりまとめたものである。
- (2) この報告書に登載している資料は都道府県都市計画担当課に調査をお願いし、これをもとに整理、集計したものである。
- (3) この報告書は、基本的には都市計画の決定がなされているものを調査対象にして編集したものである。但し、土地区画整理事業については、土地区画整理法上の土地区画整理事業の全てを調査対象として登載した。
- (4) 特に記載がない場合、本報告書の調査基準日は令和5年3月31日である。

2 都市計画の決定状況等

(1) 都市計画区域の指定状況

昭和44年に現行都市計画法が施行され、都市計画区域は一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域を指定するものとされた。都市計画区域の指定状況の結果は以下の通り。

都市計画区域の指定状況

時 点	都市計画	都市計画区域内						全国		
	区域数	市	町	村	計	面積	人口	市町村数	人口	国土面積
						ha	千人		千人	km ²
H1.3.31	1,238	656	1,171	101	1,928	9,309,638	109,918.80	3,245	122,335	377,719
2.3.31	1,243	656	1,177	104	1,937	9,353,822	111,639.40	3,245	122,745	377,727
3.3.31	1,251	656	1,186	103	1,945	9,392,381	112,236.20	3,239	123,157	377,737
4.3.31	1,258	662	1,184	109	1,955	9,449,635	112,340.70	3,236	123,587	377,750
5.3.31	1,266	666	1,185	109	1,960	9,501,678	112,807.90	3,236	123,957	377,800
6.3.31	1,274	665	1,198	104	1,967	9,577,536	113,263.40	3,235	124,323	377,812
7.3.31	1,281	665	1,205	105	1,975	9,639,959	113,756.10	3,234	124,655	377,819
8.3.31	1,285	665	1,212	110	1,987	9,692,794	114,426.70	3,234	124,914	377,829
9.3.31	1,289	670	1,223	101	1,994	9,734,103	114,639.70	3,233	125,257	377,837
10.3.31	1,294	671	1,229	103	2,003	9,776,659	115,475.10	3,233	125,568	377,837
11.3.31	1,307	671	1,238	106	2,015	9,843,747	116,004.80	3,233	125,860	377,855
12.3.31	1,308	672	1,238	106	2,016	9,854,140	116,418.80	3,230	126,071	377,837
13.3.31	1,311	671	1,239	106	2,016	9,869,465	116,813.70	3,228	126,285	377,873
14.3.31	1,318	673	1,245	105	2,023	9,937,814	117,347.00	3,224	126,479	377,880
15.3.31	1,318	676	1,237	103	2,016	9,956,148	117,677.60	3,213	126,688	377,899
16.3.31	1,319	689	1,200	99	1,988	9,948,672	118,044.70	3,133	126,824	377,907
17.3.31	1,271	728	949	77	1,754	9,978,042	118,243.70	2,522	126,869	377,915
18.3.31	1,271	772	610	44	1,426	9,982,489	118,377.70	1,822	127,055	377,923
19.3.31	1,260	777	596	42	1,415	9,987,313	118,750.10	1,805	127,053	377,930
20.3.31	1,231	778	587	42	1,407	9,995,401	119,227.80	1,794	127,066	377,946
21.3.31	1,226	778	579	41	1,398	10,004,100	119,400.60	1,778	127,076	377,947
22.3.31	1,189	781	545	38	1,364	10,069,048	119,517.30	1,727	127,058	377,950
23.3.31	1,151	780	538	38	1,356	10,097,971	119,816.30	1,727	126,923	377,955
24.3.31	1,129	782	534	38	1,354	10,159,316	119,786.70	1,720	126,660	377,960
25.3.31	1,095	783	531	38	1,352	10,172,649	120,093.90	1,720	128,374	377,962
26.3.31	1,076	785	531	37	1,353	10,188,428	120,149.80	1,720	128,438	377,962
27.3.31	1,065	785	531	36	1,352	10,191,119	120,103.20	1,719	128,226	377,972
28.3.31	1,061	785	531	36	1,352	10,210,275	120,186.00	1,719	128,066	377,972
29.3.31	1,010	786	530	36	1,352	10,230,088	121,173.40	1,719	127,907	377,972
30.3.31	1,005	786	530	36	1,352	10,245,038	120,106.20	1,719	127,707	377,974
31.3.31	1,003	787	529	36	1,352	10,244,615	119,987.70	1,719	127,444	377,974
R2.3.31	1,003	787	529	36	1,352	10,246,045	119,939.30	1,719	127,138	377,976
R3.3.31	998	787	529	36	1,352	10,276,259	119,645.80	1,719	126,654	377,974
R4.3.31	996	787	529	36	1,352	10,284,248	118,986.30	1,719	125,927	377,973
R5.3.31	997	787	529	36	1,352	10,285,062	118,846.80	1,719	125,416	377,975

※ 東京都区部は1市とみなして計上した。

(注) 全国欄のうち

1. 市町村数 市町村数の内訳は、市793（東京都区部を1市とみなして計上）、町743、村183である。

2. 人 口 住民基本台帳等 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省・毎年1月1日現在。平成24年度以前は3月31日現在）による。また、平成24年度から外国人住民を含む。

3. 国土面積 「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院・毎年10月1日現在より小数点以下切捨。）による。

(2) 市街化区域、市街化調整区域の決定状況

都市計画法第7条の規定により、都市計画の内容の一つとして都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定め、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることとしている。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、少なくとも三大都市圏及び政令指定都市を含む都市計画区域については定めることとされている。

市街化区域、市街化調整区域区分の決定状況

時 点	区域区分設定済都市計画区域					市街化区域			市街化調整
	区域数	市	町	村	計	面 積	面 積	人 口	区域面積
						ha	ha	千人	ha
H1. 3. 31	328	389	410	41	840	5,067,923	1,363,307	78,572.00	3,704,616
2. 3. 31	329	389	410	40	839	5,074,121	1,367,181	79,897.50	3,706,940
3. 3. 31	331	389	411	39	839	5,097,918	1,373,703	79,879.50	3,724,215
4. 3. 31	332	396	406	36	838	5,124,224	1,380,579	80,566.60	3,743,645
5. 3. 31	332	396	406	36	838	5,131,038	1,388,306	79,911.60	3,742,732
6. 3. 31	334	399	406	38	843	5,146,097	1,396,090	81,128.60	3,750,007
7. 3. 31	336	400	402	38	840	5,179,300	1,403,822	81,553.10	3,775,478
8. 3. 31	338	402	402	36	840	5,181,642	1,408,457	81,971.90	3,773,185
9. 3. 31	337	404	404	34	842	5,195,232	1,416,380	82,381.00	3,778,852
10. 3. 31	337	406	403	33	842	5,195,139	1,421,291	82,833.00	3,773,848
11. 3. 31	337	406	402	33	841	5,201,102	1,425,079	83,376.60	3,775,730
12. 3. 31	337	406	403	33	842	5,205,864	1,432,302	83,764.70	3,773,562
13. 3. 31	338	405	403	33	841	5,213,349	1,438,142	84,195.80	3,775,038
14. 3. 31	337	407	399	32	838	5,219,556	1,443,808	84,719.30	3,775,748
15. 3. 31	337	409	397	30	836	5,219,403	1,445,378	85,017.90	3,774,025
16. 3. 31	337	411	389	30	830	5,214,237	1,446,321	85,653.20	3,767,916
17. 3. 31	295	416	319	25	760	5,163,732	1,434,640	85,087.90	3,732,092
18. 3. 31	294	434	215	15	664	5,169,200	1,435,765	85,489.50	3,733,435
19. 3. 31	287	437	206	14	657	5,165,692	1,436,745	86,126.30	3,728,947
20. 3. 31	282	437	203	14	654	5,179,064	1,439,007	86,597.70	3,740,057
21. 3. 31	282	437	200	14	651	5,183,751	1,440,042	86,634.20	3,743,709
22. 3. 31	281	438	183	12	633	5,176,888	1,440,000	85,377.80	3,736,888
23. 3. 31	267	436	181	12	629	5,225,948	1,444,101	81,872.40	3,781,847
24. 3. 31	272	439	178	12	629	5,218,869	1,441,764	86,607.10	3,777,105
25. 3. 31	276	440	181	12	633	5,237,682	1,447,771	88,161.00	3,789,911
26. 3. 31	271	440	176	11	627	5,251,317	1,448,003	88,714.20	3,803,314
27. 3. 31	263	439	171	11	621	5,265,071	1,448,850	88,515.50	3,816,221
28. 3. 31	262	438	172	11	621	5,272,468	1,449,336	88,667.30	3,823,132
29. 3. 31	247	437	171	11	619	5,241,464	1,456,896	89,050.80	3,784,568
30. 3. 31	251	437	171	11	619	5,239,295	1,451,690	89,132.40	3,787,605
31. 3. 31	255	437	170	11	618	5,219,989	1,451,092	89,160.70	3,768,897
R2. 3. 31	255	441	173	11	625	5,217,842	1,450,520	89,349.30	3,767,323
R3. 3. 31	256	441	173	11	625	5,217,093	1,453,149	89,267.40	3,763,944
R4. 3. 31	252	438	173	11	622	5,214,302	1,453,520	89,136.00	3,760,782
R5. 3. 31	248	436	171	11	618	5,214,570	1,454,551	89,102.80	3,760,019

(3) 地域地区等の決定状況

都市計画法第8条の規定により、都市計画の内容の一つとして、それぞれの都市計画区域について、地域、地区又は街区に必要なものを都道府県又は市町村が定めることとされている。

また、その設定基準は都市計画法第13条1項7号の規定により「地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については原則として用途地域を定めないものとする。」とされている。

なお、便宜上「促進区域」及び「地区計画等」等についてもこの欄に登載した。

地域地区等の種類	都 市 数	面 積
		ha
用 途 地 域	1,193	1,875,437.80
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	985	336,323.40
第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	451	16,001.70
第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	1,084	258,477.70
第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	791	101,008.90
第 一 種 住 居 地 域	1,199	425,658.00
第 二 種 住 居 地 域	983	89,272.00
準 住 居 地 域	674	29,478.60
田 園 住 居 地 域	1	33.00
近 隣 商 業 地 域	1,149	78,759.10
商 業 地 域	967	74,947.50
準 工 業 地 域	1,129	206,730.40
工 業 地 域	892	109,083.80
工 業 専 用 地 域	610	149,663.70
特 別 用 途 地 区	453	129,169.00
特 定 用 途 制 限 地 域	93	413,191.00
特 例 容 積 率 適 用 地 区	2	119.00
高 層 住 居 誘 導 地 区	1	28.20
高 度 地 区	223	428,428.60
高 度 利 用 地 区	285	2,089.00
高 特 定 街 区	18	185.70
都 市 再 生 特 別 地 区	15	259.80
居 住 住 調 整 地 域	1	2,423.00
居 住 環 境 向 上 用 途 誘 導 地 区	0	0.00
特 定 用 途 誘 導 地 区	7	1,062.50
防 火 地 域	751	31,988.40
準 防 火 地 域		329,691.50
特 定 防 災 街 区 整 備 地 区	12	63.40
景 観 地 区	37	55,460.90
風 致 地 区	224	169,439.60
駐 車 場 整 備 地 区	121	28,360.20
臨 港 地 区	339	62,701.10
歴 史 的 風 土 保 存 地 区	10	20,083.00
第 一 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	1	125.60
第 二 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	1	2,278.40
緑 地 保 全 地 域	0	0.00
特 別 緑 地 保 全 地 区	83	6,698.00
緑 化 地 域	4	61,123.60
流 通 業 務 地 区	26	2,445.50
生 産 緑 地 地 区	226	11,709.90
伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	68	1,435.10
航 空 機 騒 音 障 害 防 止 地 区	5	7,142.00
航 空 機 騒 音 障 害 防 止 特 別 地 区	5	3,088.80
市 街 地 再 開 発 促 進 区 域	58	68.60

土 地 区 画 整 理 促 進 区 域	121	20,149.20
住 宅 街 区 整 備 促 進 区 域	6	50.70
拠 点 業 務 市 街 地 整 備 土 地 区 画 整 理 促 進 区 域	2	8.10
遊 休 土 地 転 換 利 用 促 進 地 区	0	0.00
被 災 市 街 地 復 興 推 進 地 域	13	2,909.50
地 区 計 画	823	181,025.10
防 災 街 区 整 備 地 区 計 画	11	2,248.30
歴 史 的 風 致 維 持 向 上 地 区 計 画	2	4.30
沿 道 地 区 計 画	4	666.80
集 落 地 区 計 画	15	615.50

(4) 都市計画施設の決定状況

都市施設は、都市計画法第11条の規定により、「都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設（道路、公園、下水道等）を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる」とされており、個々の施設について原則として都道府県若しくは市町村が同法第13条の都市計画基準の趣旨に従って「当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを一体的かつ総合的」に定めることとされている。

具体的には、「土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するよう」定めるとともに「市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域については、義務教育施設をも定める」こととされている。

このような方針に則って決定されている都市計画施設の決定状況は、次のとおりとなっている。

イ. 道 路

(車線数別)

区 分		計 画	改 良 済
		km	km
総 延	長	71,209.76	48,236.35
8 車 線 以 上		188.80	141.16
6 車 線		1,538.44	1,233.42
4 車 線		17,889.48	12,758.24
2 車 線		29,404.58	19,188.90
車 線 数 を 定 め な い 路 線		1,647.30	1,410.23
未 決	定	20,541.16	13,504.41

(幅員別)

区 分		計 画	改 良 済
		km	km
総 延	長	71,215.84	48,225.39
4 0 m 以 上		2,303.85	1,801.75
3 0 m ～ 4 0 m		4,441.19	3,272.00
2 2 m ～ 3 0 m		16,204.84	11,566.40
1 6 m ～ 2 2 m		28,941.67	18,750.52
1 2 m ～ 1 6 m		13,822.24	8,874.10
8 m ～ 1 2 m		4,258.54	2,943.35
8 m 未 満		1,243.51	1,017.29

(道路種別)

区 分		計 画	改 良 済
		km	km
総 延	長	71,209.76	48,236.35
自 動 車 専 用 道	路	5,728.94	3,545.33
幹 線 街 路	路	62,740.46	42,388.90
区 画 街 路	路	1,541.30	1,251.16
特 殊 街 路	路	1,199.07	1,057.67

ロ. 公 園

区 分		箇所数	面積 (ha)
街 区 公 園	計 画 用	31,950	7,836.68
	供 用	30,946	7,487.46
近 隣 公 園	計 画 用	4,537	8,940.20
	供 用	4,181	7,678.70
地 区 公 園	計 画 用	1,239	7,050.70
	供 用	1,171	6,124.00

総 合 公 園	計 画 供 用	1,291	34,272.40
	計 画 供 用	1,211	23,504.40
運 動 公 園	計 画 供 用	633	12,451.70
	計 画 供 用	613	10,280.00
特 殊 公 園 (風 致 公 園)	計 画 供 用	405	10,105.90
	計 画 供 用	357	5,959.30
特 殊 公 園 (風 致 公 園 以 外)	計 画 供 用	320	3,772.40
	計 画 供 用	274	2,147.50
広 域 公 園	計 画 供 用	219	27,249.20
	計 画 供 用	215	16,875.20
計	計 画 供 用	40,630	111,679.18
	計 画 供 用	38,968	80,056.56

ハ. その他の主な都市計画施設

施 設 区 分	都市数	箇 所		面 積 ・ 延 長 等		
		計 画	供用又は完成 (概成を含む)	計 画	供用又は完成 (概成を含む)	単 位
駅 前 広 場		2,953		12,621,302.00	10,887,550.00	m ²
都 市 高 速 鉄 道	178	387		2,448.32	2,179.48	km
自 動 車 駐 車 場	207	466		268.16	245.08	ha
自 転 車 駐 車 場	217	600		73.31	67.70	ha
自 動 車 タ ー ミ ナ ル	36	58		172.50	160.90	ha
空 港	3			120.10	120.1	ha
軌 道	2			6.54	5.36	km
港 湾	2			72.70	72.70	ha
通 路	36			6,527.00	4,405.00	m
交 通 広 場	97	158		517,277.00	377,386.00	m ²
そ の 他		0	0	0.00	0.00	
緑 地	630	2,497	2,284	57,545.40	18,916.30	ha
広 場	43	43	38 ^t	43.57	38.43	ha
墓 園	242	320	287	6,284.70	4,370.50	ha
そ の 他 公 共 空 地	21	29	27	140.10	136.70	ha
水 道	5			26,005.00	26,005.00	ha
公 共 下 水 道				90,480,344.00	85,417,621.00	m
都 市 下 水 路				1,243,996.00	1,100,605.00	m
流 域 下 水 道				12,988,483.00	12,044,309.00	m
汚 物 処 理 場	582	558	532	919.00	862.4	ha
ご み 焼 却 場	733	717	632	3,508.30	2,229.00	ha
地 域 冷 暖 房 施 設	21	95		508,721.00	365,410.00	m ²
ご み 処 理 場 等	392	504	461	1,818.30	1,607.10	ha
ご み 運 搬 用 管 路	5	10	9	18,600.00	12,600.00	m
市 場	268	362	358	1,723.40	1,666.50	ha
と 畜 場	86	84	82	294.40	291.00	ha
河 川	156			1,289.60	745.49	km
運 河	6			79.80	43.00	km
水 路	2			3.00	3.00	km
学 校	39	294	283	833.00	782.50	ha
図 書 館	4	4	4	1.80	1.80	ha
体 育 館 ・ 文 化 会 館 等	21	36	35	270.40	264.30	ha
病 院	15	20	17	72.30	68.50	ha
保 育 所	12	25	23	3.40	3.20	ha
診 療 所 等	2	1	1	1.00	1.00	ha
老 人 福 祉 セ ン タ ー 等	18	18	18	45.50	45.50	ha
火 葬 場	650	713	682	1,135.61	1,074.52	ha
一 団 地 の 住 宅 施 設	66	159		2,147.40		ha
一 団 地 の 官 公 庁 施 設	12	12		190.1		ha
流 通 業 務 団 地	21	26		1,754.70		ha
一 団 地 の 津 波 防 災 拠 点 市 街 地 形 成 施 設	18			357.8		ha

一団地の復興拠点市街地形成施設	3			146.00		ha
防 潮 堤	13	48	41	55.40	48.80	km
防 火 水 槽	77	889	889	18,810.60	18,810.60	m ²
河 岸 堤 防	1	10	10	37.10	37.10	km
公衆電気通信の用に供する施設	1	2	2	1.40	1.40	ha
防 水 施 設	9	18	12	776,300.00	293,500.00	m ²
地 す べ り 防 止 施 設	1			50.70		ha
砂 防 施 設	11	45	26	16,373,615.00	2,291,445.00	m ²

(5) 市街地開発事業の決定状況

市街地開発事業は、都市計画法第12条の規定による土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業であり、都市計画ではその種類、名称、施行区域及び施行区域の面積を定めることとされている。

また、市街地開発事業は「市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること」とされ、これら面的整備事業を積極的に推進し、計画的な都市整備を図ることとしている。

このような位置づけにある市街地開発事業の決定状況は、次のとおりである。

市街地開発事業の決定状況

区 分	都市数	地区数	計画面積
			ha
土 地 区 画 整 理 事 業	974	5,169	279,801.70
うち特定土地区画整理事業	120	304	19,554.60
新住宅市街地開発事業	36	47	15,279.20
工業団地造成事業	44	58	8,655.60
市街地再開発事業	302	1,133	1,667.40
うち市街地改造事業	10	14	21.50
住宅街区整備事業	4	5	51.00
防災街区整備事業	6	18	13.90

(6) 都市計画税の徴収状況

地方税法により市町村は都市計画事業等に必要な費用に充てるため、都市計画区域として指定されたものの全部又は一部の区域内（条例で定める）に所在する土地及び家屋に対し、その価額を課税標準として、その土地又は家屋の所有者に対し、100分の0.3を超えない税率で都市計画税を課することができることとされており、その徴収状況は次のとおりである。

都市計画税徴収市町村状況

		令和4年度	令和3年度	比較増▲減
都市計画区域内 市町村数	市	787	787	0
	町	529	529	0
	村	36	36	0
	計	1352	1352	0
都市計画事業施行 市町村数	市	623	633	▲10
	町	232	239	▲7
	村	10	14	▲4
	計	865	886	▲21
都市計画税徴収 市町村数	市	526	523	3
	町	114	111	3
	村	1	1	0
	計	641	635	6
類 市 町 村 数 税率による分	0.3/100	324	322	2
	～ 0.28/100	6	6	0
	～ 0.26/100	17	14	3
	～ 0.24/100	53	54	▲1

	～ 0.22/100	5	5	0
	～ 0.20/100	182	179	3
	～ 0.18/100	3	5	▲2
	～ 0.16/100	4	3	1
	～ 0.14/100	14	16	▲2
	～ 0.12/100	1	1	0
	～ 0.10/100	25	24	1
	～ 0.09/100 以下	8	7	1
都市計画税徴収額（千円）		1, 441, 723, 455	1, 331, 731, 762	109, 991, 693

§ 2. 都市計画区域，市街化区域，地域地区の決定状況

(1) 都市計画区域，市街化区域，用途地域

§ 2 都市計画区域，市街化区域，地域地区の決定状況														
(1) 都市計画区域，市街化区域，用途地域														
総 括 表														
令和5. 3. 31現在														
都 市 計 画 区 域			市街化区域及び市街化調整区域						人口集中地区（令和2年）					
			市 街 化 区 域			市街化調整区域								
区域数	面積	現在人口	面積	現在人口	計画人口	面積	現在人口		面積	人口				
997	10, 285, 062 ^{ha}	118, 846. 8 ^{千人}	1, 454, 551 ^{ha}	89, 102. 8 ^{千人}	6, 937. 5 ^{千人}	3, 760, 019 ^{ha}	10, 017. 5 ^{千人}		1, 318, 926 ^{ha}	88, 144. 5 ^{千人}				
用 途 地 域														
第1種低層住居専用地	第2種低層住居専用地	第1種中高層住居専用地	第2種中高層住居専用地	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	備考
336, 323. 4 ^{ha}	16, 001. 7 ^{ha}	258, 477. 7 ^{ha}	101, 008. 9 ^{ha}	425, 658. 0 ^{ha}	89, 272. 0 ^{ha}	29, 478. 6 ^{ha}	33. 0 ^{ha}	78, 759. 1 ^{ha}	74, 947. 5 ^{ha}	206, 730. 4 ^{ha}	109, 083. 8 ^{ha}	149, 663. 7 ^{ha}	1, 875, 404. 8 ^{ha}	

注 § 2. (1) は次により作成

(1) 「都市計画区域」，「市街化区域」及び「市街化調整区域」欄の「現在人口」は，原則として平成27年国勢調査の行政区域単位の人口を基礎として都道府県ごとに任意の推計方法により算定したものである。

(2) 「都市計画区域」，「市街化区域」及び「市街化調整区域」に係る「面積」はha 単位まで，また「用途地域」はha 単位小数点以下第 1 位まで登載した。

(3) 人口に係る各欄は，千人単位小数点以下第 1 位まで登載した。

(4) 「人口集中地区」は，平成27年国勢調査の結果を，都市計画区域内について算定したものを登載した。

(5) 「市街化区域」の決定年月日は，当初の決定年月日を登載した。